

[監査委員事務局] 経営計画書（総括表）

■事務事業の総括

No.	事務事業名	様式 区分	R03 年度計画額（単位：千円）		R03 年度必要人工	
			計画額	内特定財源	職 員	臨時職員
1	監査事務事業	B	1,376	0	1	0
合 計			1,376	0	1	0

■特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	監査委員事務局	No.	1
事業名	監査事務事業		

■基礎情報

目的	公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保と、違法、不当の指摘と指導に重点をおき、町の行財政の適法性、効率性、有用性を検証する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 定期監査に関する事務・ 行政監査に関する事務・ 財政援助団体監査に関する事務・ 工事監査に関する事務・ 随時監査に関する事務・ 住民監査請求、議会・町長等の要求に基づく監査に関する事務・ 例月出納検査に関する事務・ 決算審査・基金の運用状況審査に関する事務・ 財政健全化審査に関する事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・ 決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点について、その都度指摘された部署に指導するだけでなく、その情報を全庁的に共有する必要がある。・ 事業実施に当たり起案文書の内容や必要書類の整備に不備が目立つ部署が見受けられる。全庁的に質の高い事務が求められる。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・ 決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点を全庁的に共有するために、経営会議やグループウェアを活用する。・ 担当者、部署によって事務の質に差がある。内部統制、事務のマニュアル化を進める必要がある。・ 公会計に対する監査の方法を検討する。・ 近隣市町や監査事務研究会と情報交換を図り、課題の解決に努める。 <p>* 監査事務局は問題点を指摘することが仕事かもしれないが、全庁的な仕事の増加、人員不足を考えると遠慮してしまう部分もある。再任用職員等を活用して、短期集中的に指摘事項の改善を行うプロジェクト等の創設を検討したい。</p>

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果 指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目 標	監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備、実施 内部統制の導入に対する対応					
	項 目 (単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備
R5 年度	監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備、実施

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	20日～25日頃前後 例月出納検査（3日～18日事前調査）
4	財政援助団体調査表及び各団体の前年度収支報告等の提出依頼 法定受託事務調査書提出依頼 決算審査の実施通知及び審査調書の提出依頼
5	財政援助団体調査表及び収支報告書等の内容確認 法定受託事務調査書の内容確認
6	決算審査調書の内容確認
7～8	決算審査の事前調査及び決算審査の実施 決算審査意見書の作成
9	財政援助団体監査の実施通知及び資料の提出依頼
10～11	財政援助団体監査の事前調査 財政援助団体監査の実施及び監査結果報告書の提出 定期監査の実施通知及び監査調書の提出依頼
12	次年度監査実施方針の検討 定期監査の事前調査及び監査の実施
1～2	定期監査結果報告書の提出 次年度監査実施方針の作成

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	1,094	3,023	1,376
（内特定財源）		千円	0	0	0
人工	職員	人工		2	2
	会計年度 任用職員	人工		0	
	計	人工		2	2

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
合計		

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

・ 監査委員からの指摘事項のうち、全庁的に周知することが必要と判断した事項については、グループウェア(文書管理>100 部署別フォルダ>107 監査委員事務局>監査委員指摘事項)に掲載した。軽微なものや他の部署では発生しないものについては、直接担当課に注意・指導を行った。

・ 愛知県町村監査事務研究会の参加自治体と積極的に情報交換を行い、調書、評価書等の様式変更を検討した。

■評価

・ 担当者、部署によって事務の質に差があるため、監査委員からの指摘事項を担当課に直接注意、指導を行い、グループウェアを活用して全庁的に周知を図っているが、なかなか効果の表れない部署もある。

■ 特記事項

--